

業務の運営に関する規程

とちぎ地域医療支援センター

第 1 求人

- 1 本所は栃木県内に所在する医療機関（美容に関する医療を主な目的とする医療機関を除く。）の医師に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。

- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便又は e-mail（Eメール）でも差し支えありません。
- 3 求人の申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間その他雇用条件等を所定の求人票に記載の上、明示してください。

第 2 求職

- 1 本所は栃木県内の医療機関に就職を希望する医師に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

- 2 求職の申込みは、求職者又はその代理人が直接来所されて、所定の求職票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は e-mail（Eメール）でも差し支えありません。

第 3 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第 2 条に規定された職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応じた医療機関に就職できるよう極力お世話いたします。

- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。

- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介先で従事することとなる業務内容、賃金、労働時間その他雇用条件をあらかじめインターネットを通じて、来所者に対しては対面により、又は郵便、ファクシミリ若しくは e-mail（Eメール）の方法により書面を交付することによって明示します。

- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、求人者との面接の際は、その紹介状を持参してください。

- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をと

ります。

- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている間は、求人者に紹介を致しません。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、雇用関係が成立しなかったときも、同様に報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人情報 は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種 の範囲は、医師です。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は以上のとおりであります が、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、御不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

平成28年4月1日

代表者 とちぎ地域医療支援センター長 山本 圭子